認定動物看護師地位向上推進協議会 設置要綱

第1条 この設置要綱は、認定動物看護師地位向上推進協議会(以下「協議会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、高度かつ専門的なチーム獣医療の提供に向けた認定動物看護師の役割及び位置づけをより明確にし、認定動物看護師の質の向上、社会貢献等の具体的提案により、認定動物看護師に対する国民の理解醸成と処遇改善を図るとともに、これらを踏まえて認定動物看護師の公的資格化を促進することを目的とする。

(構成団体)

- 第3条 協議会の構成は次の団体とする。構成団体については、必要に応じて 追加することができるものとする。
 - (1) 一般社団法人日本動物看護職協会(以下「JVNA」という。)
 - (2) 一般財団法人動物看護師統一認定機構
 - (3) 全国動物保健看護系大学協会
 - (4) 一般社団法人全国動物教育協会
 - (5) 公益社団法人日本獣医師会
- 2 必要に応じてアドバイザーやオブザーバーの出席を求める。

(委員)

- 第4条 委員は各構成団体から2 名以内の候補者を推薦し、JVNA が委嘱する。 会議に委嘱した委員が出席できない場合は、代理出席も可能とする。
- 2 委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を選出する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は委員長が招集する。
- 2 構成団体から要望があれば必要に応じて協議会を招集する。

(議長)

第6条 協議会の会議の議長は委員長が務める。委員長が出席できない場合は 副委員長が代行する。

(議決権)

第7条 委員は協議会において各団体1票の議決権を有する。

(決議)

第8条 協議会は委員の過半数が出席しなければ、会議の開催及び決議を行うことができない。

(手 当/経 費)

第9条 協議会の会議費用は、原則としてJVNA が負担し、原則として会議の開催に伴う委員の旅費、日当等はそれぞれ各団体が負担するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局はJVNA に置く。

(変 更)

第11条 この設置要綱は、協議会の決議によって変更することができる。

附則

この設置要綱は、平成29年2月10日から施行する。